

学校法人片柳学園奨学寄附金に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人片柳学園（以下「法人」という。）が設置する学校（以下「設置校」という。）の教育並びに研究奨励を目的とする外部からの寄附金（以下「奨学寄附金」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(承 認)

第2条 奨学寄附金の受け入れは、設置校の長が、教育研究上有意義でありかつ適当と認められるものについて、別紙様式1及び2により理事長の承認を得るものとする。

(使 途)

第3条 奨学寄附金の使途は、次の各号に掲げる経費に充てるものとする。

- (1) 教育研究用の施設設備・図書の取得費
 - (2) 教育研究に要する経常的経費
2. 研究者指定の奨学寄附金については、事務管理費として奨学寄附金の15%を控除した額を指定された研究者が使用するものとする。

(経 理)

第4条 奨学寄附金の経理処理及び事務管理費の管理運用は、学校会計基準及び法人が定める規程等に基づき、専門学校に関するものについては法人本部経理部が、東京工科大学に関するものについては大学事務局研究協力課が行うものとする。

(購入設備・備品等の帰属)

第5条 奨学寄附金により購入する設備・備品等の所有権は、法人に帰属する。

附 則

1. この規程は、平成6年1月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成12年4月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。